



杉戸町空き店舗等活用事業補助金



創業を支援することにより、雇用の創出及び町の活性化を図るとともに、空き家・空き店舗の解消を目的として、空き店舗等で事業を開始する事業者に、改修費・店舗賃借料の一部を補助します。

町外事業者による改修も補助対象となります！

対象事業・物件

◆小売業 ◆飲食業 ◆サービス業 ◆その他町の活性化に寄与すると認められる業種

※空き店舗等とは、過去に店舗、事業所又は住居として使用されていた建物で、現在は店舗、事業所、もしくは住居として使用されていない物件をさします。

補助対象経費その①

◆内外装工事費 ◆建物付属設備の工事費 ◆看板設置工事費（店舗敷地内に限る）

◆補助対象経費に係る設計費

補助金額

対象	補助率	補助限度額等
町内において新たに空き店舗を活用し、出店するもの	1/2以内	施工業者が町内の中小企業の場合、60万円 （創業者の場合80万円） その他の施工業者の場合、50万円 （創業者の場合70万円） ※1店舗につき1回のみ

※創業者とは、事業を営んでいない個人又は当該個人が新たに設立する又は設立する予定の会社であって、新たに事業を開始する又は開始予定のものをさします。

補助対象経費その②

◆店舗賃借料（敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用を除く）

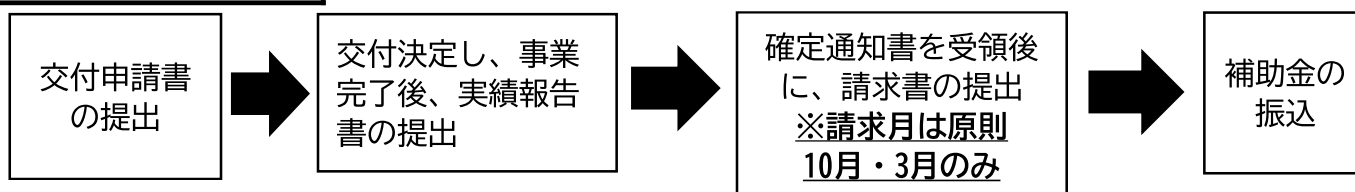
補助金額

対象	補助率	補助限度額等
創業者のみ	1/2以内	1か月あたり3万円 ※営業開始日の属する月の翌月から1年間

補助対象の要件

- ◆改修後2年以上継続して事業を行う予定のもの ◆1週間のうち4日以上営業を行う予定のもの
- ◆1日5時間以上営業を行う予定のもの ◆町税の滞納がないこと
- ◆事業を行うにあたり必要な許可を受けている又は受ける見込みのもの など

お手続きの流れ



申請様式はこちらのHPからダウンロードできます。

お問い合わせ

杉戸町役場 産業振興課 商工観光担当
☎0480-33-1111 内線305、309